

平成 19 年度

地域 ITS の実践に関する調査研究の募集

募 集 要 領

平成 19 年 10 月

社団法人 土木学会  
技術推進機構

## 1. 募集の趣旨

ITS（高度道路交通システム）に関しては、カーナビゲーションシステム、ETCの普及に代表されるように黎明期から普及期にさしかかりつつあります。スマートウェイ推進会議（委員長 豊田章一郎）により2004年8月に取りまとめられた提言「ITS、セカンドステージへ」でも、セカンドステージを迎えたITSの積極的推進のため、スマートウェイを具体的に実現していくための方策が提言されました。

これまで土木学会としては、土木計画学研究委員会に小委員会を設けて平成10年から約5年間推進してきたITS分野の研究開発の実績を土台として、スマートウェイ推進会議の提言やITS世界会議での議論の動向を踏まえつつ、平成16年度から3年間に亘りITSのセカンドステージにふさわしい実践的な研究開発を進めてきました。

財政の厳しい状況で、地域の抱える道路交通諸課題を効果的・効率的に解決するため、地域に即した実践的なITS活用の展開が引き続き求められています。このため、指定する課題に対して現場導入を成果とする研究開発の提案を当該分野の研究開発活動に携わる広範な研究者から募り、審査によって採択された提案について、その提案責任者および共同研究者を土木学会の研究員として委嘱し研究開発を行うものです。

なお、研究開発を進めるに当たっては、国土交通省国土技術政策総合研究所から調査研究業務の委託を受ける予定です。

## 2. 研究開発の概要

### 2. 1 募集対象課題

次の4つの課題について、課題内で与えられた問題を解決するために十分に効果的で、かつ実配備が可能な研究を募集します。採択された研究グループは地域ごとの道路管理者と協力して研究を実施して頂きます。またあらかじめ、おおよその研究対象地域を想定した上で応募して頂きます。

募集対象の課題は、下記①～④の何れか1課題を選定してください。なお、複数の研究課題を選定することはできません（H19：400万円程度／課題、H20：800万円程度／課題を標準としますが、開発要素の有無により変更の可能性があります）。

#### ① 公共交通の利用促進に向けたITSの活用手法に関する研究

少子高齢化社会に対応するとともに環境への負荷が少ない交通環境を実現するため、公共交通の利用活性化に向けた簡便で維持管理が容易なITS技術の活用手法を、実フィールドを対象に提案して頂きます。

#### ② 各種の路線におけるITSを活用した安全対策手法に関する研究

都市・地方のさまざまな道路で交通安全対策をきめ細かく推進するため、地域の特性に即して簡便で維持管理が容易なITS技術の活用手法を、実フィールドを対象に提案して頂きます。

#### ③ 各種道路交通対策の低廉化に向けたITSの活用手法に関する研究

財政の苦しい状況下で困難となってきた既存の ITS による道路交通対策を効率よく推進するため、既存の ITS 技術を組み合わせた廉価な解決手法を、実フィールドを対象に提案して頂きます。

#### ④ 道路維持管理業務の効率化に向けた ITS の活用手法に関する研究

予算・人手の制約の中で道路維持管理業務を効率よく推進するため、業務の効率化に向けた簡便な ITS 技術の活用手法を、実フィールドを対象に提案して頂きます。

(注 1) 目標とする成果を達成し得る十分な実績を有する研究者による、社会的に関心が高く、かつ容易に実現可能であり、ITS の効果を定量的に評価できる研究内容を募集します。

(注 2) 研究期間は 2 ヶ年以内としますが、年度ごとの成果が目標の成果に達していないと評価された場合や次年度以降の目標達成が困難と評価された場合等においては、研究開発期間の途中であっても当該研究開発が打ち切られることがあります。また、2 年目の評価の結果、引き続き取り組む意義の高い研究については、審査の上、研究開発期間の 1 年間の延長を認めます。

### 2. 2 提案責任者の資格およびその他要件

提案責任者は研究開発課題に関する提案を行う代表者です。提案責任者は提案書（応募書類）の内容について責任を負い、応募要領についての照会等事務局との連絡窓口を担当します。

提案が採択された場合、提案責任者および共同研究者は土木学会よりそれぞれ「主任研究員」および「研究員」に委嘱され、主任研究員は当該研究開発に関する責任者となります。

主任研究員は、提案した研究開発を実施するために研究費の適正な管理等が可能な者とします。ただし、事務的な内容は他者に代行させることが可能であり、また ITS 戦略・連携推進分野の研究費は土木学会が一括管理します。

なお、「主任研究員」および「研究員」の委嘱は土木学会会員であることが要件ですので、非会員の方は土木学会入会の手続きをお願いします。

### 3. 必要経費の計上

#### 3. 1 計上可能な経費

研究開発の遂行に必要な経費および研究開発成果のとりまとめに必要な経費として表-2 に掲げた項目を計上できます。

提案に当たっては、研究開発期間の所要経費（概算）を提出してもらいますが、実際に使用可能な研究費は、提案書に記載された金額および研究開発計画等を総合的に考慮して土木学会と提案責任者で協議の上で決定しますので、必ずしも当初の提案書の額とは一致しません。

なお、研究費の支給は、表-1 に基づく科目に従って、適切な経理処理の上で行います。

表－１

項 目		主 な 内 容	備 考
直接経費	旅 費	研究開発に参加する者が研究開発を行うために直接必要な国内・外の旅費	土木学会規程に準じる
	備 品 費	研究開発に供する器具機械類その他の備品並びに標本等で、その性質及び形状を変えずことなく長期の使用に耐えるものの代価	高額品（2万円以上）は原則としてリース調達（その場合は「借料及損料」に計上）
	消 耗 品 費	事業用等の消耗器財、その他の消耗品の代価及び備品に付随する部品等の代価	社内調達の場合は製造原価等の実費
	借料及損料	研究開発に必要な設備等のリース料等	
	印刷製本費	研究開発に必要な資料のコピー代	
	通信運搬費	研究開発に係る実費	
	光 熱 水 料	研究開発に係る実費	
	賃 金	当該研究開発を遂行するための資料整理・実験補助・研究資料の収集等を目的とした研究補助者(アルバイト)を雇用した時の「時間給」又は「日給」	雇用に伴う諸手当及び社会保険料等の研究開発遂行に関連のない経費は除く
	会 議 費	研究開発のために必要な国内・外の会議（シンポジウム等）への参加費	旅費は除く
	外 注 費	研究開発の遂行に必要な器具機械等の修繕料・各種保守料・洗濯料・翻訳料・写真等焼付料・鑑定料・設計料・試験料・加工手数料	研究開発の本質をなす発想に係る業務は外注不可

### 3. 2 計上できない経費

本研究の募集は、当該研究開発を遂行する上で必要な一定の研究組織、研究用施設および設備等の基盤的研究環境が最低限確保されている研究機関の研究者または公益法人等を対象としているので、研究開発の遂行に必要な経費であっても、次のような経費は計上できませんので留意してください。

#### ①建物等施設の建設、不動産取得に関する経費

ただし、本研究開発で購入した設備・備品を導入することにより必要となる軽微な据付費等については、申請できます。

#### ②国内外を問わず、単なる学会出席のための旅費・参加費

ただし、土木学会の承認もしくは指示で本研究開発に係る説明または成果発表を行う場合を除きます。

#### ③研究開発中に発生した事故・災害の処理のための経費

#### ④その他、当該研究開発の実施に関連性のない経費

## 4. 審査方法等

### 4. 1 審査方法

応募課題の審査・採択は、土木学会技術推進機構に設置する専門家からなる公募・審査委員会（以下「委員会」という。）において行われる予定です。なお、委員会の議事録について

は非公表とし、審査の経過に関する問合せには応じませんので予めご了承ください。

また、採択課題は、提案責任者に通知するとともに公表する予定です。

#### 4. 2 審査手順

提出された提案書について、応募の要件を満たしているか等について審査し、採択課題を決定します。なお、必要に応じて、10月末～11月初旬の期間にヒアリングを実施します。ヒアリングを実施する場合には、別途ご案内します。

※ヒアリングは、「提案概要」(様式 1-2)のみを資料として審査いたします。

#### 4. 3 審査基準

2. 1の(注1)に記載した要件に照らし、総合的に審査します。

#### 5. 提案の採択および採択された提案の取扱い等

審査結果については提案責任者に通知し、採択課題については、採択課題名、提案責任者名を土木学会のホームページ等で11月上旬に公表します。

#### 6. 提案責任者の責務

提案責任者は、採択決定後、「土木学会 技術推進機構運営規程 第10条(研究員)」の規程に基づき、土木学会会長が「主任研究員」の委嘱を行います。主任研究員は、以下の条件を守らなければなりません。

##### (1) 研究開発の推進および管理

提案課題の研究開発全般について責任を持っていただきます。特に、実施計画書等の作成や定期的な報告書等の提出等については、主任研究員の責任の下で一括して行うようにしていただきます。なお、研究費に係る経理事務(口座の管理、会計帳簿への記帳・管理保管、機器設備等財産の取得および管理など)の管理責任についても主任研究員が負います。

##### (2) 知的財産権の帰属等

研究開発により生じた特許等の知的財産権の帰属等の判断は、土木学会に一任することとします。

##### (3) 研究開発成果報告書の作成

実施計画書に基づき年度毎に実施した研究開発について研究開発成果報告書を作成し、各年度内に提出していただきます。また、当該研究開発の全期間に亘る研究開発の成果について、総合研究開発報告書を作成し最終の年度内に提出していただきます。なお、土木学会は提出された研究開発成果報告書を自由に公開できるものとします。

##### (4) 研究開発成果の公表

主任研究員は、土木学会の承認の上で、研究開発成果を国内外の学会、マスコミ等に公表することができます。なお、土木学会の承認を申請するに際しては、新聞、図書、雑誌論文等に公表する資料を添付していただきます。また、土木学会は、研究開発成果の報告会を開催する予定です。主任研究員は、得られた研究開発成果について発表していただき

ます。

#### (5) 取得財産の管理

研究費で支弁した器具・備品の類は、本研究開発の終了後、土木学会に返還していただきます。

#### 7. 研究開発成果の評価

土木学会では、当該研究開発期間中において、研究開発の進捗および成果の評価を行うとともに研究費の配分の妥当性などについて評価を行い、次年度以降の研究費の適正化をはかります。

#### 8. 応募方法

本研究開発募集に応募される方は、「応募書類の作成・記入要領」(<http://www.jsce.or.jp> に掲載)により規定された書類を作成の上、土木学会技術推進機構あてに電子データにより提出してください。

応募期間は、平成 19 年 10 月 1 日（月）から同年 10 月 22 日（月）までとします。

（応募書類の差し替えは固くお断りします。）

#### ※注意事項

- ①同一の研究内容で、公的機関等の助成金等を受けている研究開発の提案は認めません。
- ②同一の提案者が同一の研究開発内容を重複して提案することはできません。
- ③応募された提案書類について、募集要領に従っていない場合や、不備がある場合、また、提案書の記述内容に虚偽があった場合は、採択の前後にかかわらず提案を原則無効とします。
- ④提案書類をはじめ、提出された応募関係書類はお返ししませんので、その旨予めご了承ください。
- ⑤採択された提案については、その研究開発計画の概要を公表することがあります。

#### 9. 問い合わせ先・応募書類の送付先

応募に関する問合せ先および応募書類の送付先は次のとおりです。

〒160-0004 東京都新宿区四谷 1 丁目（外濠公園内）  
（社）土木学会 技術推進機構 技術推進部（富田）  
TEL : 03-3353-3502  
FAX : 03-5379-0125  
E-mail : [tomita@jsce.or.jp](mailto:tomita@jsce.or.jp)  
ホームページ : <http://www.jsce.or.jp/>  
（応募様式のダウンロード、提出サイト）  
問合せ時間 : 9:30~17:30（土日曜、祝祭日除く）